

死体の身元確認等における協力体制に関する協定書

高知県歯科医師会（以下「甲」という。）と高知県警察（以下「乙」という。）は、乙が取り扱う死体の身元確認等を適正かつ迅速に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害、事件、事故等が発生した場合に、乙が取り扱う死体の身元確認等における歯科医師の立会い等の協力体制の確立について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制等）

第2条 甲は、隔年度毎に、乙が警察署又はその他の場所で行う検視又は見分の現場に立ち会うことが可能な歯科医師の名簿を作成して、乙に提出するとともに、必要な連絡体制を確立するものとする。

（委嘱）

第3条 乙は、甲と協議の上、前条に基づき提出を受けた名簿に記載された者をもって、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項の規定により鑑定を行う歯科医師として委嘱したものとみなす。

2 乙は、隔年度、歯科医師ごとに委嘱の継続の可否について甲と協議するものとする。

3 乙は、歯科医師としての委嘱が不相当であると判断した場合には、甲と協議の上、解嘱することができる。

（業務内容）

第4条 乙が、この協定により甲に対し、協力要請する業務内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 乙が、警察署その他の場所で行う検視又は見分への立会い
- (2) 口腔内所見
- (3) 乙の法歯科医学に関する知識技能の向上に必要な研修

（費用負担）

第5条 乙の要請に基づき、甲が前条の業務を実施した場合に要する経費は、原則として乙が負担するものとし、経費の内容及び額については、甲、乙が協議するものとする。

（地域防災計画等との関係）

第6条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める都道府県地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める国民保護計画に基づく業務については、この協定に基づく業務に優先し、実施するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲は、乙が公益上の必要等から公表する場合を除き、この協定に基づく業務の実施に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を、継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の締結の証とするために、この協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成25年8月7日

甲 高知市丸ノ内1丁目7番45号
高知県歯科医師会
会 長

乙 高知市丸ノ内2丁目4番30号
高知県警察
本部長